

(仮訳)

首相府告示

件名 アルコール飲料の販売を禁止する日の指定

2024 年

首相府告示件名「**2015 年**アルコール飲料の販売を禁止する日の指定（第 3 版）」を現状に即するよう改正増補することが適切であるため、**2008 年**アルコール飲料規制法第 4 条第一段落および第 28 条第一段落の権限に基づき、首相が国家アルコール飲料政策委員会の助言を受けて以下の通り告示する。

第1条 本告示を官報掲載日の翌日より施行する。

第2条 **2015 年 2 月 5 日**付の首相府告示件名「**2015 年**アルコール飲料の販売を禁止する日の指定（第 3 版）」を廃止する。

第3条 何人も国際路線を運航する空港内の旅客サービスを提供する施設での販売を除き、マーカブーチャーの日（万仏節）、ウィサーカブーチャーの日（仏誕節）、アサーハブーチャーの日（三宝節）、カオパンサーの日（入安居）、およびオークパンサーの日（安居明け）に、アルコール飲料の販売を禁止する。

2024 年 12 月 18 日付告示

ペートンタン・シナワット

首相

訳注：2024 年 12 月 25 日付官報第 141 号特別章 355NG ページ掲載、2024 年 12 月 26 日施行

【免責条項】

この日本語訳は、タイ政府による公式日本語訳ではなく、情報提供を目的に、ジェットロバンコク事務所が作成した非公式なものです。正確性を保証するものではありませんので、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェットロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますのでご了承ください。

原典については、下記をご覧ください。本 URL は 2024 年 12 月 26 日時点で有効であることを確認しておりますが、今後 URL が変更・削除される可能性もございます。

(ウェブページ)

<https://ratchakitcha.soc.go.th/documents/55543.pdf>